ＳＮＳによる魅力発信事業
～JR赤穂線沿線レトロ風景＆おもしろスポット編～委託業務仕様書

１　委託業務名

SNSによる魅力発信事業～JR赤穂線沿線レトロ風景＆おもしろスポット編～

２　実施主体

JR赤穂線沿線地域活性化連絡会議（以下「連絡会議」という。）
事務局：兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課

３　業務目的

本事業は、関西圏及び岡山県内の年齢・性別・居住地を問わず、SNS利用者全般をターゲットとし、SNSの縦型ショート動画を活用することで、JR赤穂線沿線地域（相生市、赤穂市、備前市、瀬戸内市を指す。以下「沿線地域」という。）の魅力を情報発信し、沿線地域の認知度向上と観光誘客の促進を図る。

４　業務内容

次の(１)～(３)に係る業務を適切に実施すること。

また、下記８の委託限度額の範囲内において、業務の目的を達成するため、(３)のとおり追加提案を行うことができるものとする。

（１）　沿線地域の観光に関する縦型ショート動画の企画・構成・制作等

ア　内容は、沿線地域の魅力が短時間で伝わるものとし、主にJRを利用して訪れることができるスポット（JR赤穂線沿線のレトロな風景やお店、おもしろスポット）を選定すること。

イ　動画は、15秒程度のものを複数本（少なくとも各市２本以上とする。）と投稿文を作成し、定期的に発信することが望ましい。

ウ　動画の配信時期は、令和８年10月末頃までに少なくとも各市１本投稿すること。

エ　動画の企画・構成・制作に関する情報収集や取材等による素材の収集業務は、すべて受託者が行うこと。

オ　その他、動画の制作にあたり必要な許可や手続きはすべて受託者が行うこと。

カ　動画の制作にあたっては、事前に連絡会議事務局による内容確認を受けること。

キ　投稿内容や写真・動画等の二次利用に係る許諾を取得すること。

ク　その他動画に係る詳細については、連絡会議事務局と別途協議の上、決定するものとする。

ケ　SNSフォトコンテスト等、観光客等によるSNS投稿を効果的に促す企画を行う。

（２）　目標の設定等

ア　事前に目標KPIを設定して実施すること。

イ　目標については、実現可能性のあるものとする。ただし、連絡会議事務局と協議・調整の結果、変更する場合があることに留意すること。

（３）　その他の提案・実施

４(１)で制作する動画にあたって、より効果的な発信等、工夫を図る場合は、その内容を業務企画書に記載すること。

５　成果品等の納品・提出

（１）成果品の納品納品すべき成果品	提出方法	納品時期	納品先
上記４（１）で制作した動画	DVDディスク及び配信用データ３種類（※YouTube および各構成団体のホームページで再生可能なMPEG4、MOV 形式等）	４（１）で制作する動画が全て完成した時点	連絡会議事務局

６　実施体制等

実施に当たっては、連絡会議事務局と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

７　委託予定期間

契約締結日から令和９年２月26日（金）まで

８　委託限度額

2,250,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

９　情報セキュリティ

（１）本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。

（２）受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

ア　電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、 CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。

イ　電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分をBCCに設定すること。

ウ　重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。

エ　電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

10　留意事項

（１）　本業務により作成された成果物にかかる一切の著作権は、連絡会議に帰属し、二次使用することを妨げないものとする。また、二次的使用ができないもの、別途使用料等が必要になるもの等は、原則として使用しないこと。

（２）　本業務のためにSNSに投稿される写真・動画等については、二次利用に係る許諾を取得すること。

（３）　本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作者人格権を除き、連絡会議に帰属するものとする。また、著作者人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

（４）　企画提案内容については、実現可能性のあるものとする。ただし、連絡会議事務局と協議・調整の結果、変更して実施する場合がある。

（５）　業務の実施にあたっては、連絡会議事務局と協議・調整しながら進めること。

（６）　本業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定等を遵守し、遺漏のないようにすること。

（７） 本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
（８） 本業務に係る者は、何人も暴力団員等（兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約できる者であること。
（９） 本業務を遂行するにあたって、許可申請手続きが必要な場合は、受託者において行うこと。ただし、受託者のみで本業務の遂行が困難な場合は、連絡会議事務局が協力するものとする。
(10) 本業務の実施に伴って発生したトラブルについては、受託者が誠実に対応すること。
(11) 本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその一部を委託し、又は請け負わせることについて、連絡会議事務局から承諾を得た場合は、この限りでないこととする。
(12) その他、本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、連絡会議事務局と協議する。